

2026年度 川口市立八幡木中学校 部活動に係る活動方針

2018年3月スポーツ庁、12月文化庁から部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、同年7月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。

これにより「川口市部活動方針」が策定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内27中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

- 運動部
野球（男女） サッカー（男女） 陸上（男女） 剣道（男女） バドミントン（男女）
卓球（男女） ソフトボール（女子） バレーボール（女子） バasketボール（男子）
Basketボール（女子） ソフトテニス（男子） ソフトテニス（女子）
- 文化部
吹奏楽（男女） 美術（男女） 生活科学（男女）

対象

- 本校部活動に加入している全生徒
※部活動への加入は任意加入とする。

◆活動方針の3つのポイント◆

(1) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - ・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。
 - ・課業日の活動時間（活動終了時刻は生徒の安全を考え、日没時間を基準とする。）
～16:40 完全下校 16:50
※大会前等の延長については、**校長が許可**する場合がある。
 - ・朝練習は原則禁止とする。
※公式な大会前に行事等により放課後の練習時間が十分に確保できない場合、**校長判断**で朝練習を認める場合がある。

(2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として週2日以上**の休養日**を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 月に1回(8月を除く)、部活動一斉休養日を設ける。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中(最終日は含まない)の部活動は原則禁止とする。
- 一斉休養日以外は各部活動で休養日を設定する。
- 週末に大会・コンクール等への参加や練習を認め、活動した場合は、休養日を他の日に振り替る。
- ここでいう大会や試合は公式(中体連・吹奏楽連盟主催等)なものを指す。○○カップや練習試合等はこれに当たらない。土日に連続で練習試合を入れることは、原則、認められない。やむを得ない場合には管理職の許可を取る。また、長期休業中の活動も3時間程度とし、連日、練習試合等を入れて時間を超過することは認めない。

(3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日8/10~16、県民の日11/14及び年末年始12/28~1/4は休養期間(オフシーズン)**に設定し活動は行わない。
※ただし、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し、活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。
- オフシーズンに大会・コンクール等への参加や練習を認め、活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

指導体制の整備について

- 各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に周知する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 専門的な指導を生徒に提供するために、外部指導者の活用について推進する。
- 部活の活動中は、必ず顧問がつく。顧問がつかない場合は、活動を行わない。よって、職員会議及び校内研修の日は部活動を行わない。(定期テスト後の採点時も同様)やむなく活動する場合には管理職の許可を取る。ただし、顧問がつける時間までは、活動させず待機させること。
- 顧問は部員が集合する以前に必ず集合場所にいること。顧問が来るよりも前に集合させないこと。
- 顧問は活動に計測器を必ず持参し、**活動場所における気温が35℃以上もしくはWBGTが31を超える場合には、活動を行わない。活動中や試合中にこの条件になった場合もすぐ中断する。**
- 顧問は完全下校時刻に間に合うよう、余裕をもって活動を終える。また、部員全員が下校するまで下校指導をし、必ず見届ける。(完全下校時刻を厳守する。守れない場合には活動を禁止する)

具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書、月間活動計画書及び報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
 - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
 - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
 - ・熱中症事故防止を徹底する。**(活動場所の気温が35℃以上または、WBGT31以上は活動禁止)**
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

【2026.4.1~2027.3.31 適用】